

参考資料

○板橋区長期基本計画審議会委員名簿

○諮問書(写)

○審議経過・今後の審議スケジュール(予定)

○将来像につながる「9つのめざす姿」と「施策のあり方」

○審議で使用したデータ等

板橋区基本構想審議会 委員名簿

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	内 藤 二 郎	大東文化大学経済学部教授
会長代理	岸 井 隆 幸	日本大学名誉教授
委 員	大 塚 隆 志	公益財団法人地球環境戦略研究機関戦略マネージメントオフィス ナレッジ・コミュニケーション ディレクター
委 員	木 村 政 司	日本大学芸術学部特任教授
委 員	許 俊 鋭	東京都健康長寿医療センター名誉センター長
委 員	佐 藤 知 正	東京大学名誉教授
委 員	槌 田 博 文	チームオプト株式会社代表取締役社長
委 員	野 澤 祥 子	東京大学大学院教育学研究科准教授
委 員	相 田 義 正	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会会長
委 員	榎 本 藤 二	東京あおば農業協同組合・板橋区都市農政推進協議会会長
委 員	加 藤 勝 一	公益財団法人板橋区スポーツ協会会長
委 員	川 上 貴 男	板橋区立中台中学校PTA会長
委 員	小 林 英 子	板橋区町会連合会副会長
委 員	齋 藤 英 治	公益社団法人板橋区医師会会長
委 員	齊 藤 得 彌	板橋区商店街連合会会長
委 員	関 口 雅美樹	板橋区文化団体連合会副会長
委 員	高 田 修 一	一般社団法人板橋産業連合会副会長
委 員	坂 東 愛 子	板橋区立志村第三小学校PTA会長
委 員	福 司 慶 子	板橋区民生・児童委員協議会会長
委 員	望 月 由 佳	板橋区私立幼稚園PTA連合会会長
委 員	木 村 縁 理	区民公募委員
委 員	辻 内 孝 昌	区民公募委員
委 員	濱 崎 希 歩	区民公募委員
委 員	田中 やすのり	板橋区議会議長
委 員	し ば 佳代子	板橋区議会副議長
委 員	おなだか 勝	板橋区議会議員
委 員	小 林 おとみ	板橋区議会議員
委 員	佐々木としたか	板橋区議会議員
委 員	鈴木 こうすけ	板橋区議会議員
委 員	尾 科 善 彦	板橋区副区長
委 員	長 沼 豊	板橋区教育長

板橋区基本構想審議会会長 様

板橋区長 坂 本 健

板橋区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、以下の事項について
諮問いたします。

《諮問事項》

- 1 板橋区基本構想について
- 2 新たな板橋区基本計画に盛り込むべき施策について

《趣 旨》

現在の板橋区基本構想（以下「基本構想」）は、平成27年10月に、おおむね10年後の区の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と定め、区議会の議決を経て策定いたしました。

また、基本構想を実現するため、区政を総合的・計画的に経営する長期的指針として、平成28年1月に板橋区基本計画（以下「基本計画」）を策定し、これまで着実に施策を推進してまいりましたが、あと数年のうちに基本構想が想定していた時期が到来するとともに、令和7年度をもって基本計画の計画期間が終了となることから、次期基本構想及び基本計画を策定する必要があります。

この間、区を取り巻く社会経済環境や区民の生活様式は、新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機や、急激な少子高齢化の進行、気候変動による風水害の激甚化などにより著しく変化しております。

こうした中、区では激変する社会経済環境に対応するため、令和6年1月に区の実施計画である、いたばしNo.1 実現プラン2025を改訂し、「東京で一番住みたくなるまち」の新たなステージに向け、「SDGs戦略」「DX戦略」「ブランド戦略」の3つを柱とする重点戦略のバージョンアップに取り組んでまいりました。

次の10年を見据えますと、先行きが不透明で将来の予測が困難な「VUCAの時代」に、新たな未来を切り拓いていくためには、時代の先を見越した、積極果敢な変革へのチャレンジが必要であると考えております。また、令和14年には、区制施行100周年という大きな節目も迎えることから、こうした機会も飛躍の契機としながら、将来に夢と希望が持てる、持続可能な板橋区を実現してまいりたいと考えております。

以上を踏まえ、今後の区政の長期的指針を示す次期基本構想及び次期基本計画に盛り込むべき施策について、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

審議経過

回	月 日	審議事項
第1回	令和6年 8月2日(月)	○委嘱伝達式 ○基本構想等の概要 ○基本構想等策定の検討の進め方
第2回	9月4日(水)	○区の現況 ○区民意識意向調査の結果 ○区民検討会結果報告 など
第3回	10月7日(月)	○板橋区人口ビジョンについて ○政策分野別の検討① (子育て分野、教育分野)
第4回	11月1日(金)	○政策分野別の検討② (環境分野、防災・危機管理分野)
第5回	12月16日(月)	○政策分野別の検討③ (文化・スポーツ分野、産業分野)
第6回	令和7年 1月15日(水)	○政策分野別の検討④ (福祉・介護分野、健康分野)
第7回	2月5日(水)	○政策分野別の検討⑤ (都市づくり分野、区政経営・地域コミュニティ)
第8回	2月25日(火)	○中間答申の素案について
第9回	3月28日(金)	○中間答申(案)

今後の審議スケジュール(予定)

令和7年 4月～5月	(パブリックコメント:中間答申に対する区民意見の募集)
6月～9月	○ 基本構想(案)・基本計画に盛り込むべき施策の あり方(案)について審議 ○ 最終答申

将来像につながる「9つのめざす姿」とそれを実現する「施策のあり方」

基本構想		基本計画
将来像につながる「9つのめざす姿」		9つのめざす姿を実現する「施策のあり方」
33	「子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまち」(子ども・若者) <u>板橋の宝であり、未来を担う子どもたちが笑顔で暮らせるためには、子どもや若者、子育て世代一人ひとりが板橋での暮らしに愛着と誇りを感じ、住みたい・住み続けたいと思うまちづくりを進めることが大切です。子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまちをめざします。</u> 未来を担う子どもや若者たちが、板橋の歴史や文化・自然などに触れ、遊び、学び、意見を表明し、多様性を尊重しながら、自分らしく健やかに成長し、笑顔があふれています。若者や子育て世代にとって、ライフスタイルに応じた交流や様々な活動がしやすいまち、また、子どもを産み、育てたい、親子で成長できる魅力的なまちとして、板橋での暮らしに愛着や誇りを感じています。 「誰一人取り残さない」理念のもと、いつでも子ども・若者・子育てに関する相談ができ、板橋区子ども家庭総合支援センターを中心として切れ目のない子育て支援の充実が図られ、地域や民生・児童委員、団体・事業者・企業等の連携・ネットワークによって、安心して子育てできる環境が整っています。	
	「学びを通じて成長と幸せを実感できるまち」(教育) <u>子どもから大人まで、あたたかなこころをはぐくむためには、生涯を通じて学び続け、成長を実感することで幸せを感じられるまちづくりを進めることが大切です。学びを通じて成長と幸せを実感できるまちをめざします。</u> 子どもが、一人ひとりの違いを認め、様々な価値観を持つ人と協働しながら、自らのよさや可能性を伸ばしています。また、それぞれの望む未来に向けた学びを選択し、豊かな経験を積み重ねながら成長し、幸せを実感しています。 すべての子どもの学びを保障するために、子どもを支える様々な主体が連携・協働し、子どもが安心・安全に学び、成長できる環境を創り出しています。また、様々な体験機会を提供し、子どもの豊かな心をはぐくむことで、子どもの未来の選択肢を増やし、可能性をひろげています。 多様な学びを通じて、子どもも大人も生涯を通じて教え、学び合うことで、人與人、人とまちがつながり、人と社会の幸せが実現しています。	☆子ども・若者の権利を守り、意見を聴き、尊重する環境の整備 ☆若い世代が魅力を感じる施策の充実と効果的な情報発信 ○すべての子どもが安心・安全に成長できる体制の強化 ○子育て世代のニーズに沿った安心して産み育てられる環境の整備 ○様々な主体と協働した地域ぐるみの子育て支援と連携の強化 ○ライフスタイルに応じた妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援の拡充 ○子ども・若者が健全に育ち、親子がともに楽しめる環境・居場所の充実
2		☆多様性を尊重した誰一人取り残さない教育の推進 ☆子どもを支える教員等への支援と、家庭・企業・NPO等を含む地域との連携・協働の推進 ○子どもが安心・安全に成長できる居場所や環境の充実 ○すべての子どもの学びを保障する多様な学びの推進 ○これからの社会へ挑む力の基礎づくり・養成 ○人と人、人とまちをつなぐ生涯学習の充実

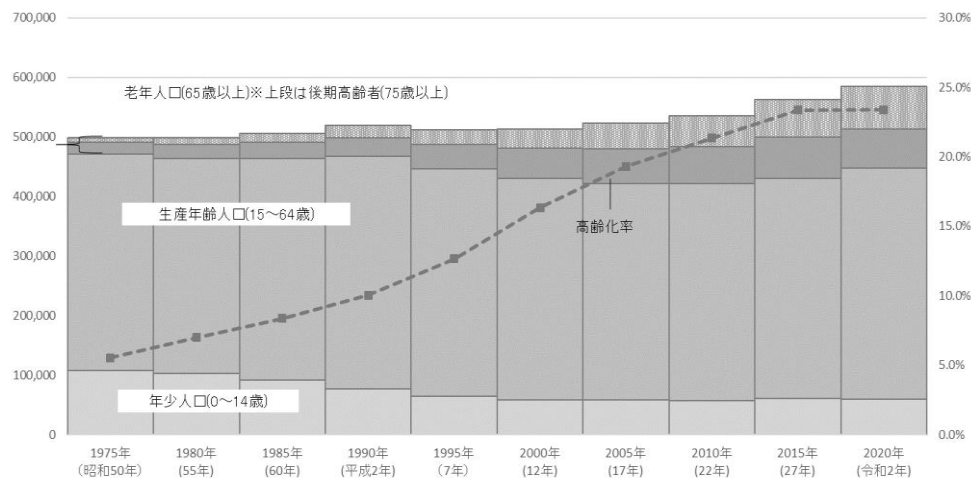
基本構想		基本計画
将来像につながる「9つのめざす姿」		9つのめざす姿を実現する「施策のあり方」
3	「安心して住み慣れた地域で暮らせるまち」(福祉・介護) <u>誰もが安心して住み慣れた板橋で暮らし続けていくためには、どのような時でも、一人ひとりがあたたかいところでともに支え合えるまちづくりを進めることが大切です。安心して住み慣れた地域で暮らせるまちをめざします。</u> 子どもから高齢者まで、一人ひとりが互いに支え合うあたたかいところを持ち、自分らしく暮らすことができるまちづくりが進んでいます。 人と人、人と地域がつながり、多様性を尊重し、助け合いながら安心して心豊かに暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制が構築されています。 まち全体へ「誰一人取り残さない」理念が浸透し、誰もが「生きづらさ」を感じることなく、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちが実現しています。	☆子どもが安心して過ごすことができる居場所や環境の整備 ○様々な地域生活課題に対応するための誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築 ○多様な主体がつながり、地域をともに創っていく地域共生社会の実現 ○高齢者の活躍推進と安心して暮らせる地域づくりの実現 ○障がいの有無に関わらず安心して暮らし続けられる取組の推進 ○持続可能な介護サービスの供給に向けた基盤整備・人材育成 ○生活困窮者・生活保護受給者に対する個別的・継続的な自立支援の推進
	「すべての人が健康で自分らしく輝けるまち」(健康) <u>人生100年時代を迎える中、誰もが生涯を通じて生きがいを感じ、幸せを実感するためには、一人ひとりが健康を持続できるまちづくりを進めることが大切です。すべての人が健康で自分らしく輝けるまちをめざします。</u> 住み慣れた地域で誰もがスポーツや文化、ボランティアなど社会参加活動を通じて、心身ともに健やかであり続け、生きがいを実感しています。 医療機関、介護事業者、研究機関、民生・児童委員、地域で活動している様々な団体などの豊富な地域資源がまちを支え合い、一人ひとりの健康や生きがいづくりをともに支えています。 子どもから高齢者まで、健康状態に関わらず、誰もが自分にあった健康づくりに取り組める仕組みが整っています。また、コロナ禍の経験を踏まえ、今後起こりうる新たな感染症などによる健康危機への対策が講じられ、安心・安全に健康を維持できる体制が確保されています。	☆生涯現役に向けた社会参加の仕組みの整備や就労機会・生きがいの創出 ○健康意識の浸透により、日常生活の中で健康になれるまち・地域づくりの推進 ○相互扶助によって支えられている健康保険制度の適正な運営と維持 ○予防による疾病リスク減少に向けた取組と病気になっても安心できる体制の構築 ○誰もが心身ともに健康な状態をめざせる仕組みの確立 ○感染症対策の充実、食品・環境衛生などの推進による、さまざまな健康危機に対応できる体制の構築

基本構想		基本計画
将来像につながる「9つのめざす姿」		9つのめざす姿を実現する「施策のあり方」
5	「スポーツ・文化に親しみ魅力へつなげるまち」（スポーツ・文化） <u>誰もが笑顔あふれるまちをみんなで作るためには、スポーツや文化を身近に感じることができ、次世代に板橋の文化を継承できるまちづくりを進めることが大切です。スポーツ・文化に親しみ魅力につなげるまちをめざします。</u> 誰もが自分らしく、スポーツや文化活動などに励むとともに、板橋を拠点として活動するアスリートやアーティストなどが活躍し、魅力を発信することで、板橋での暮らしに対する愛着と誇りにつながっています。 地域に根差したスポーツ施設、美術館、文化会館など、誰もが自分らしく活動できる魅力的な拠点がまちのにぎわいを創出しています。また、中山道や川越街道の宿場町として発展した歴史や、徳丸や赤塚の田遊びなどの伝統を若い世代へつなぎ、まち全体に郷土愛がはぐくまれています。 スポーツ施設や美術館などを利用しやすい環境が整備され、誰もがいつでも・どこでもスポーツと文化に親しめるまちが実現しています。また、文化交流や日々の生活を通して、言葉や文化の違いを互いに認め合い、尊重しながら生活できる環境が構築されています。	☆スポーツによる地域のにぎわい創出・担い手の育成 ○文化芸術活動に触れる機会の充実と環境の整備 ○誰もが様々な形でスポーツを楽しむことができる環境・機会づくり ○文化の保全や新たな文化の創出を通じた魅力あるいたばしブランドの構築 ○多文化共生に向けた環境づくりと相互理解に向けた学びの機会の充実 ○平和に対する意識の醸成に向けた取組の推進

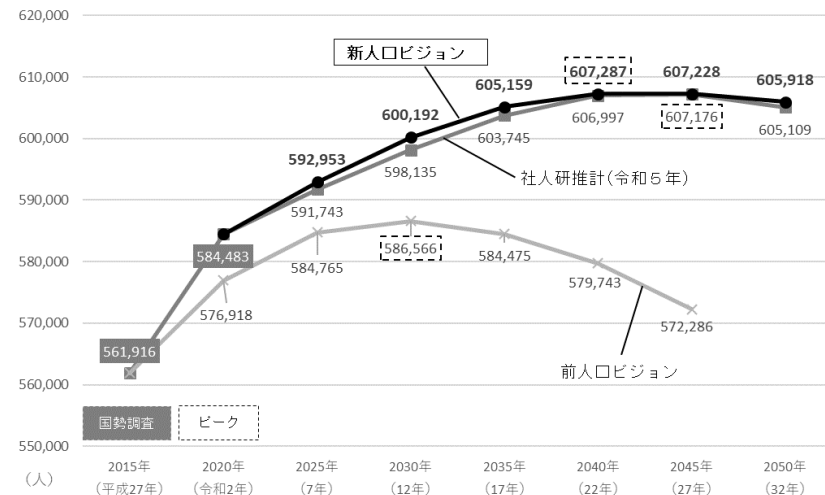
基本構想		基本計画
将来像につながる「9つのめざす姿」		9つのめざす姿を実現する「施策のあり方」
6	「板橋らしい魅力を創造・発信するにぎわいあふれるまち」（産業） <u>板橋の特徴的な工業・商業・農業が持続的に発展し、区民の生活が豊かになるためには、業歴や業種などの垣根を越え、それぞれの強みを活かしてつながることで生まれる、これまでにない革新的な価値の創造、ひいては魅力あふれる板橋産業ブランドの確立に向けたまちづくりを進めることが大切です。板橋らしい産業の魅力を創造・発信するにぎわいあふれるまちをめざします。</u> 生成AIなどを活用した技術革新が進み、新たな産業基盤が確立し、板橋の魅力創出につながっています。また、物理学の聖地である旧理化学研究所を含む国史跡の陸軍板橋火薬製造所跡を拠点とし、小中学校と連携した歴史や自然科学などの「学び」の相乗効果が創出され、地域におけるにぎわいや魅力が高まっています。 戦後の成長を支えてきた光学・精密機器産業や都内有数の印刷製本産業をはじめ、多様な産業がつながり、新たな産業が生まれることで持続的に発展しています。また、区内外に「板橋産業ブランド」が根付き、魅力的なイベントや商店街が地域に愛され、まちに活気とにぎわいがあふれています。 「光学の板橋」や「絵本のまち」など区内産業の魅力や文化が区内外へ浸透し、「板橋らしさ」あふれる魅力的なブランド価値が生み出されています。また、板橋独自のみどりや文化などの地域資源を活かした観光振興や農業振興が、板橋での暮らしに対する愛着と誇りをはぐくみ、楽しくこころ豊かに暮らせるまちが実現しています。	☆住環境と調和した操業環境の確保と安全で活力ある地域経済の構築 ☆産官学や企業間等のネットワーク構築によるイノベーションの創出及び板橋産業ブランドの確立 ○創業促進と企業支援のための産業支援体制の強化と人材確保・育成支援 ○区内産業が持つ魅力の周知・浸透と地域貢献の促進等による区民生活向上に寄与する仕組みの構築 ○都市農業の基盤・機能の整備と担い手の育成 ○区独自の観光振興と効果的な魅力発信 ○消費生活の安定と向上
	「みどり豊かで人と地球にやさしいまち」（環境） <u>板橋が誇る豊かな自然環境を未来へつなぐためには、一人ひとりがあたたかいところでみどりと共存できる人と地球にやさしいまちづくりを進めることが大切です。みどり豊かで人と地球にやさしいまちをめざします。</u> 人と環境・地域が共生する「エコポリス板橋」の理念を踏まえ、人と人がふれあい、つながるみどり豊かなまちづくりが進められています。それにより、一人ひとりの板橋での暮らしに対する愛着と誇りが高まっています。 武蔵野台地の崖線や広大な荒川河川敷など、板橋ならではの緑地や水辺をまち全体で保全し、その魅力をはぐくんでいます。また、生物多様性が尊重され、自然と共生・調和する豊かなまちづくりが進められています。 一人ひとりがゼロカーボンや、みどりを活かしたまちに向けて行動し、多様な主体が連携・協働することで、安心・安全な人と地球にやさしい社会が実現しています。	☆多様な主体が担い手となった連携・協働による環境・みどりへの取組の推進と新たな価値の創出 ☆ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けた取組の推進・新たな取組の創出 ○環境の保全及びみどりや水辺空間、農地の活用による、人とみどりをつなぐまちづくり ○環境に対する学びの機会の充実、自然への豊かな感性の醸成と環境保全等に主体的に取り組む人づくり ○安心・安全で誰もが住みよい生活環境の整備 ○ごみを減らし、ごみを出さない取組の推進と資源循環の取組の拡充 ○脱炭素に向けた取組の推進、新たな取組の創出

基本構想		基本計画
将来像につながる「9つのめざす姿」		9つのめざす姿を実現する「施策のあり方」
8	「地域で支え合い安心・安全に暮らせるまち」（防災・危機管理） <u>災害、犯罪、事故などあらゆる危機から生命と財産を守り、誰もが安心・安全を実感するためには、みんなが「板橋を守る」意識を持ち、人と人、また人と地域のつながりを高められる強靱なまちづくりを進めることが大切です。地域で支え合い安心・安全に暮らせるまちをめざします。</u> 気候変動による風水害の激甚化や、大規模な地震などの自然災害に備え、一人ひとりの防災意識の高まりが行動変容へつながり、被災後も安心して暮らし続けることができる環境が整っています。 地域で暮らす人たちがつながり、互いに支え合う「誰一人取り残さない」体制づくりが進められています。また、多様化する犯罪に対応するため、地域ぐるみで「板橋を守る」意識が高まっています。 人とまちのつながりを通じて共に支え合い、どんな時も助け合いながら行動できる質の高い安心・安全なまちづくりが進められています。また、災害時の被害を最小限に留めるため、建物や都市基盤の防災・減災機能の向上による強靱なまちが実現しています。さらに、車や自転車、公共交通機関など様々な移動手段が共存する中、人優先の交通環境が整備されるとともに、一人ひとりの交通への安全意識が高まり、交通事故のない安心・安全なまちが実現しています。	☆災害対応の迅速化・効率化に向けたDXの推進 ○自助を促す防災意識向上に向けた取組の推進 ○共助による誰一人取り残さない災害対策の推進 ○災害に強い強靱なまちづくりの推進と発災後の環境整備 ○防犯力が高く、事故の少ない安心・安全に暮らせるまちづくりの推進
	「身近な暮らしの中でこころの豊かさを感じる魅力にあふれるまち」（都市づくり） <u>持続可能なまちを未来へつなぐためには、一人ひとりが板橋に愛着を感じ、次世代に誇れるまちづくりを進めることが大切です。身近な暮らしの中でこころの豊かさを感じる魅力にあふれるまちをめざします。</u> 板橋に住み、働き、訪れる人が身近な暮らしの中で人とのつながりを得られ、様々な交流や活動がまちの文化や魅力をさらに高め、幸福を感じられるまちが実現しています。 地域ごとの個性が際立ち、みどり豊かでうるおいのある空間が形成されているとともに、都市の活動を支える道路・交通環境が整備され、誰もが移動しやすく出かけたくなる環境が実現し、にぎわいの形成や地域経済の活性化にも結びつくまちづくりが進められています。 板橋が誇る自然豊かな環境と、板橋ならではのみどりや水辺空間、文化と歴史を彩る豊かな街並みによって、人とみどりがつながり、こころ豊かに暮らし、誰もが自分らしく住み続けられるまちが実現しています。	☆身近な暮らしの中で魅力あるみどりとうるおいを感じられるまちの創出 ☆都市の魅力を高める都市活動や民間資源の活用による協働のまちづくりの促進 ○板橋の自然・歴史・文化等の地域資源や公共空間を活かした特徴際立つまちづくりの推進 ○誰もが安心・安全に移動でき、出かけたくなるユニバーサルデザインにも配慮した環境の整備 ○魅力ある住宅整備と住宅ストック活用に向けた仕組みづくり

図表1-1 「総人口及び年齢3区分別人口の推移(国勢調査人口)」



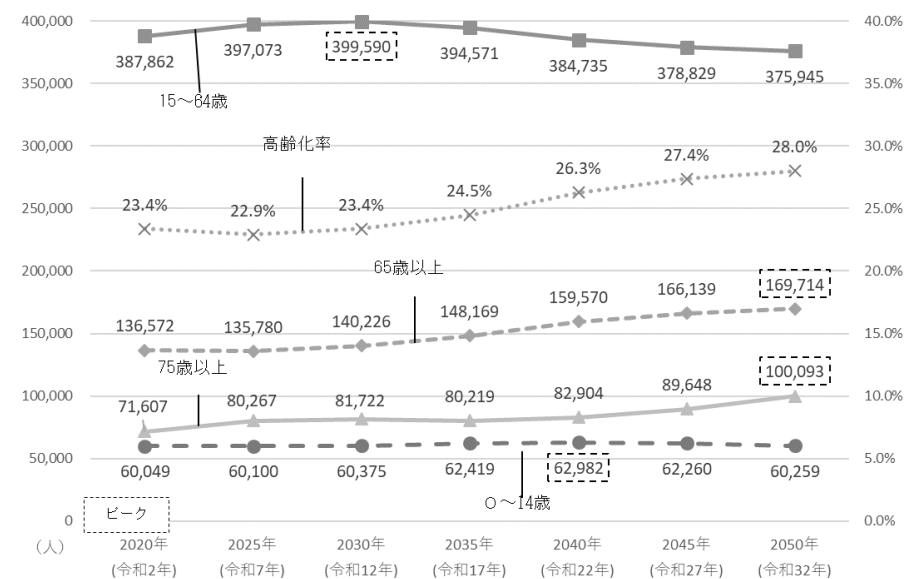
図表1-2 「人口の長期的見通しの比較」



38 人口の主な現状分析

- 国勢調査人口における総人口は、平成 22(2010)年から令和2(2020)年にかけて大幅に増加している。一方、住民基本台帳人口による近年の傾向をみると、平成 31(2019)年まで増加傾向にあったが、令和2(2020)年に減少に転じた。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと推察されるが、令和4(2022)年からは再び増加傾向に転じ、令和5(2023)年には、コロナ禍前の人口を上回っている。
- 生産年齢人口(15～64 歳)、年少人口(0～14 歳)は、平成 22(2010)年以降、緩やかに増加しているが、老年人口(65 歳以上)は、一貫して増加が続き、平成 22(2010)年以降、年少人口の2倍以上となっている。また、平成 27(2015)年に後期高齢者数が年少人口を上回って以降、その差が広がるなど少子高齢化が一段と進んでいる。
- 出生数は、令和2(2020)年に初めて 4,000 人を割るなど、近年、減少傾向にある一方で、死亡数は増加傾向で推移しており、令和元(2019)年に初めて出生数よりも死亡数が1,000 人を上回ってから、令和4(2022)年まで、出生数との差がさらに広がっている。
- 平成 22(2010)年に死亡数が出生数を上回る自然減となって以降、現在まで自然減が続く一方で、平成 23(2011)年以降、社会増の傾向が続き、コロナ禍においては一時的に人口減となったが、社会増により区の総人口が増加傾向となっている。
- 外国人人口は、平成 26(2014)年以降、急激な上昇局面を迎え、令和2(2020)年には、板橋区の総人口に占める割合が5%を超えたが、令和3(2021)から令和4(2022)年にかけて減少に転じた。令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症に関する水際措置が終了したことにより増加に転じ、令和6(2024)年には、約 5.7%となっている。

図表1-3 「年齢3区分別人口の長期的見通し」



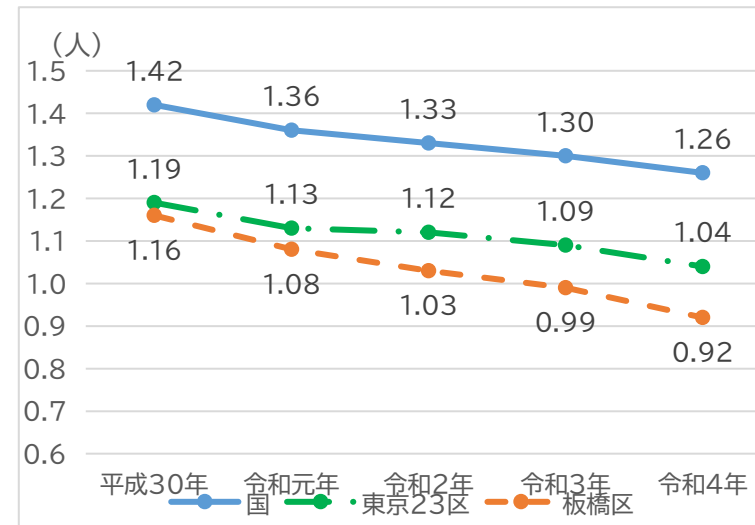
図表2-1 「こども基本法」の概要

出所))こども家庭庁「こども基本法パンフレット」

こども基本法の概要	
目 的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。
基本理念	① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達にに応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達にに応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
責務等	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力
白書・大綱	○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）
基本的施策	○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
こども政策推進会議	○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
附則	施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

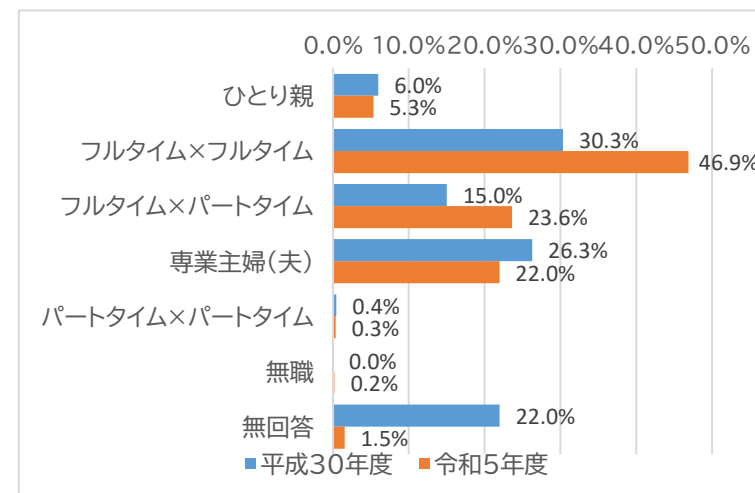
図表2-2 「合計特殊出生率の推移」

出所)板橋区資料



図表2-3 「未就学児・小学生の子を持つ親の就業状況」

出所)令和5年度 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査結果報告書



図表3-1 「日本語指導が必要な児童生徒数」

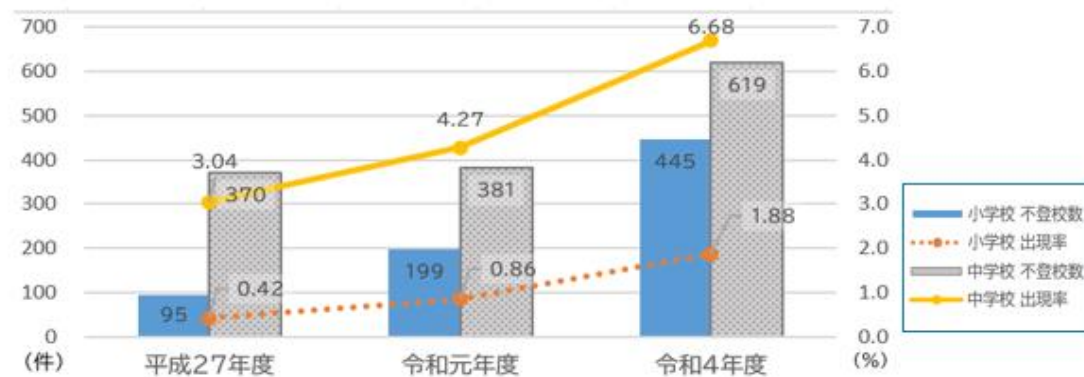
出所)日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況に関する調査

(単位:人)

年度	平成28年度	令和元年度	令和5年度
小学校	132	102	191
中学校	50	60	87

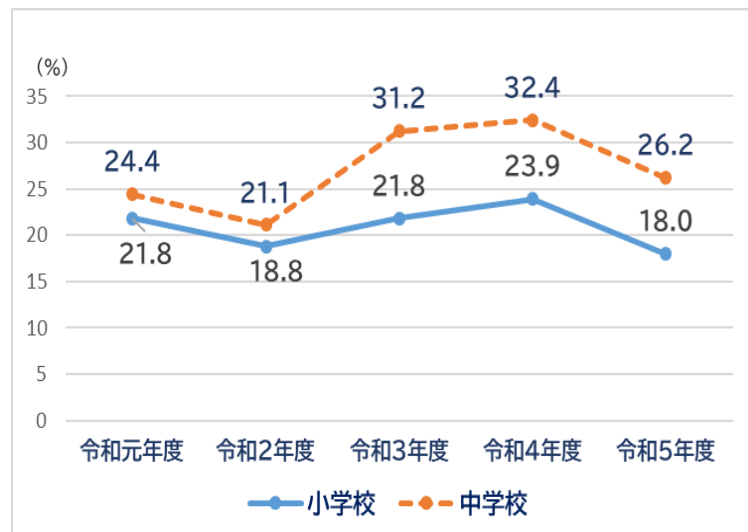
図表3-2 「小中学校の不登校者数と割合の推移」

出所)板橋区資料



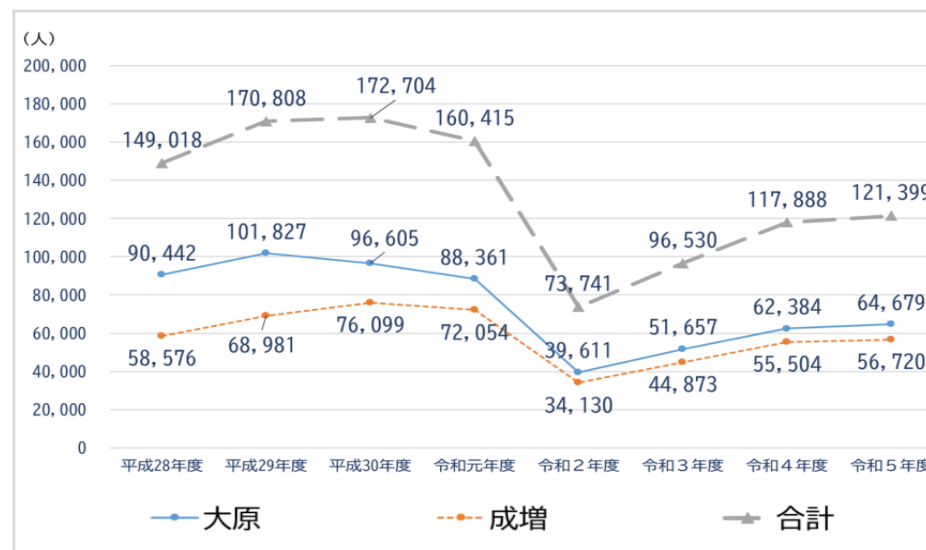
図表3-3 「時間外在校等が45時間を超える教職員の割合」

出所)板橋区立学校における働き方改革推進プラン



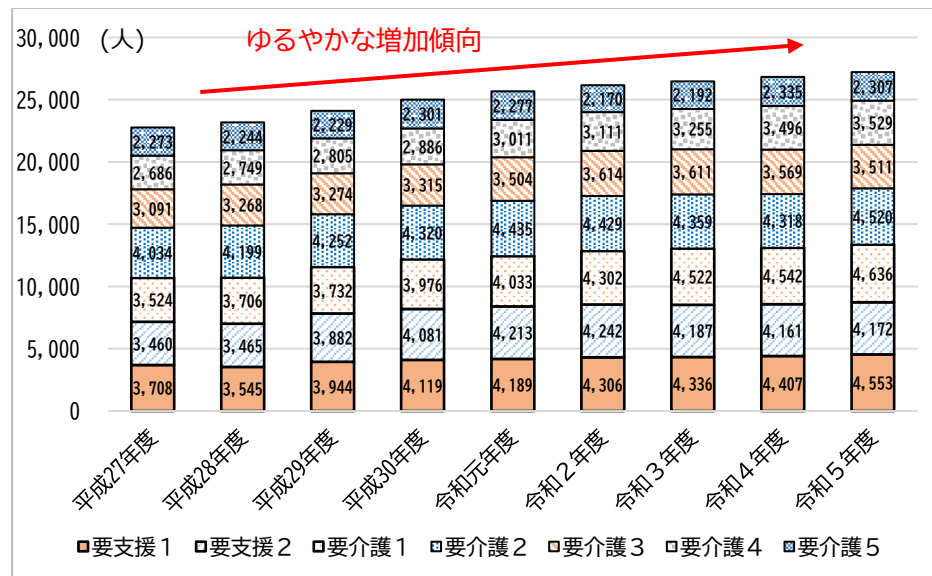
図表3-4 「生涯学習関連施設の利用者数の推移」

出所)板橋区資料



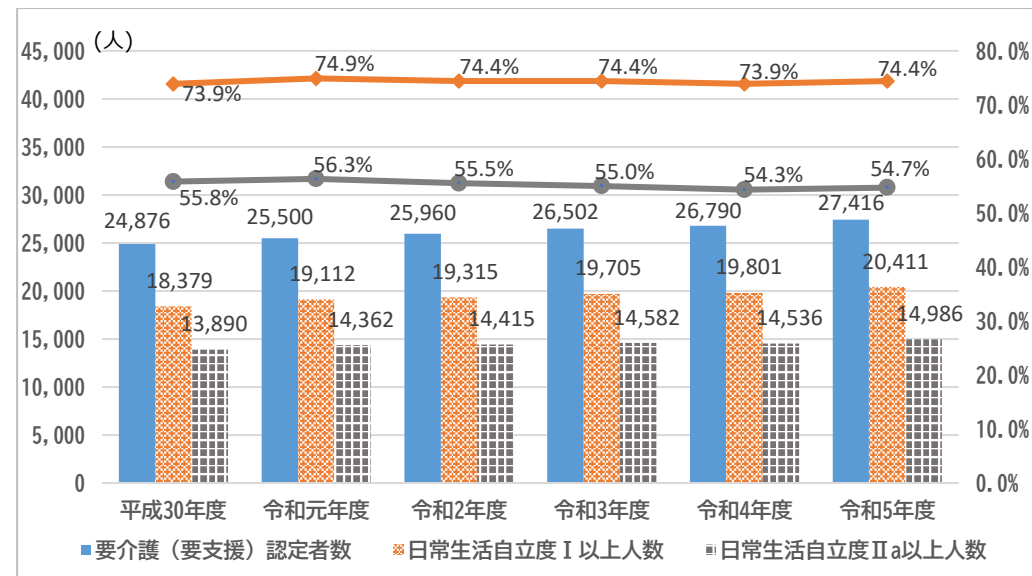
図表4-1 「要支援・要介護認定者数の推移」

出所)板橋区資料



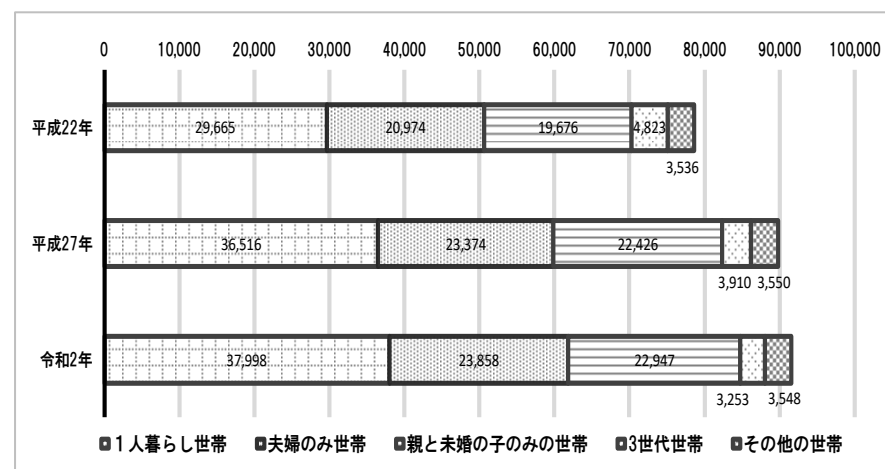
図表4-2 「認知症高齢者数の推移」

出所)板橋区資料



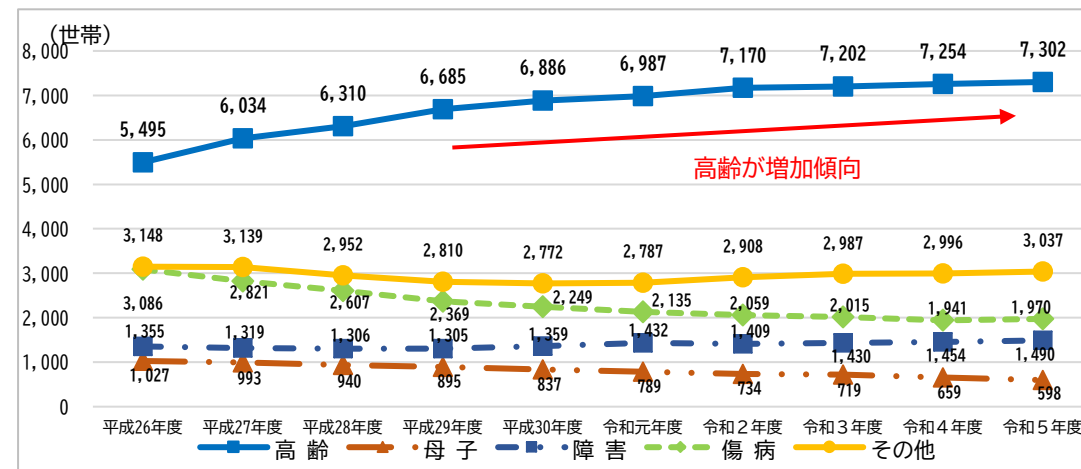
図表4-3 「65歳以上を含む世帯の世帯構造の推移」

出所)板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023



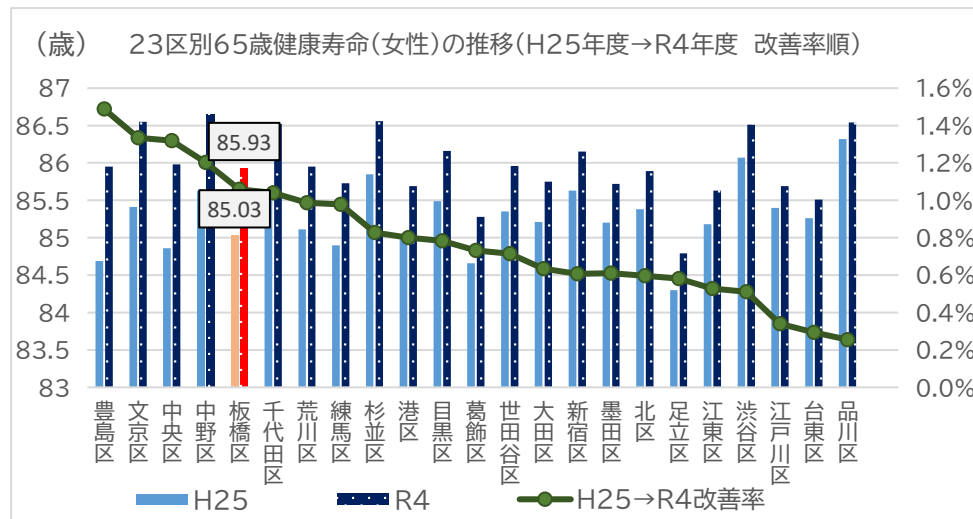
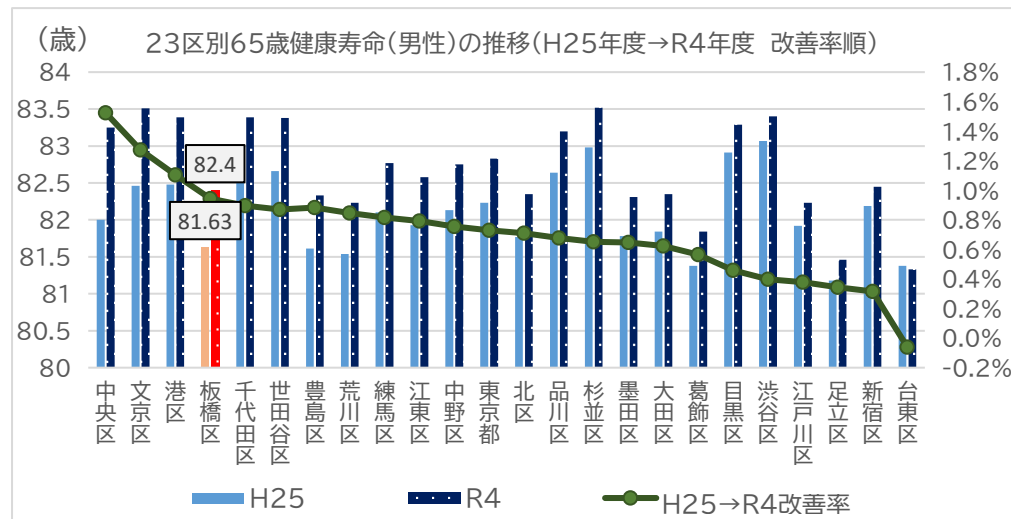
図表4-4 「板橋区の生活保護世帯の世帯類型別の推移」

出所)板橋区資料



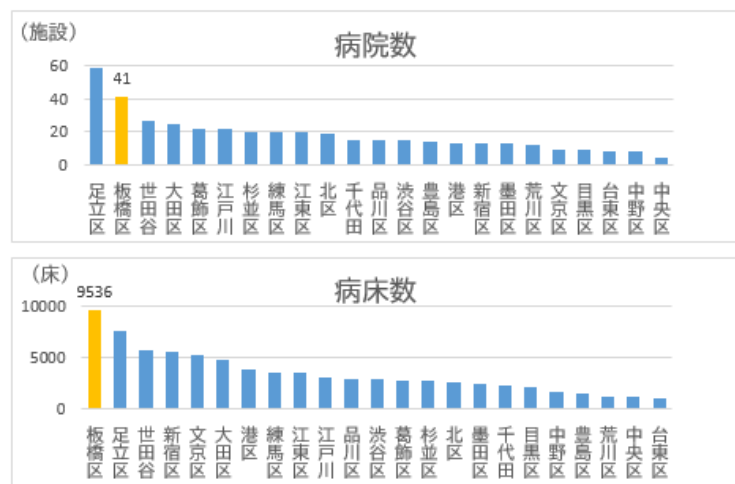
図表5-1 「65歳健康寿命 23区比較」

出所)東京都保健医療局 HP「都内各区市町村の65歳健康寿命」より作成



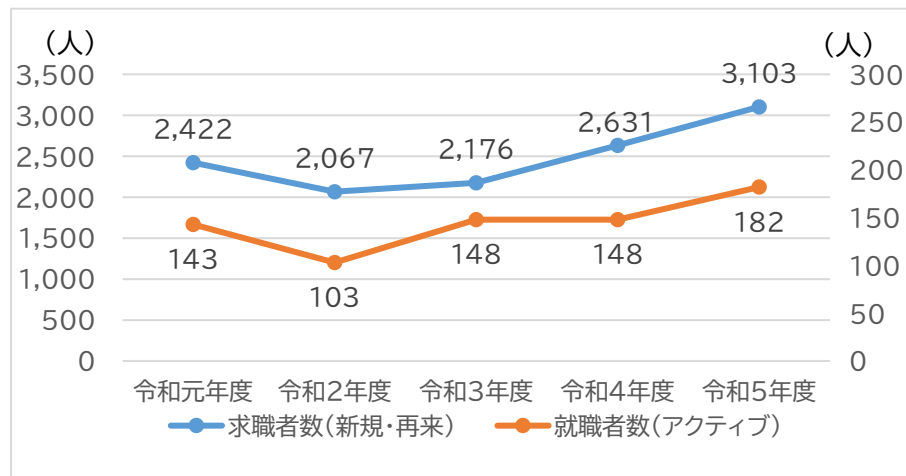
図表5-2 「病院数・病床数の23区比較」

出所)令和5年度厚生労働省 医療施設調査



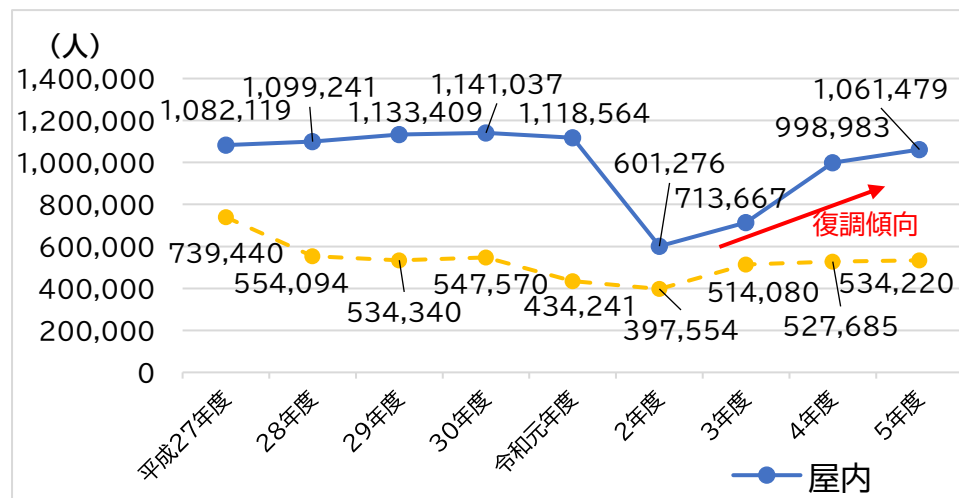
図表5-3 「「アクティブシニア就業支援センター事業実績の推移」

出所)板橋区資料



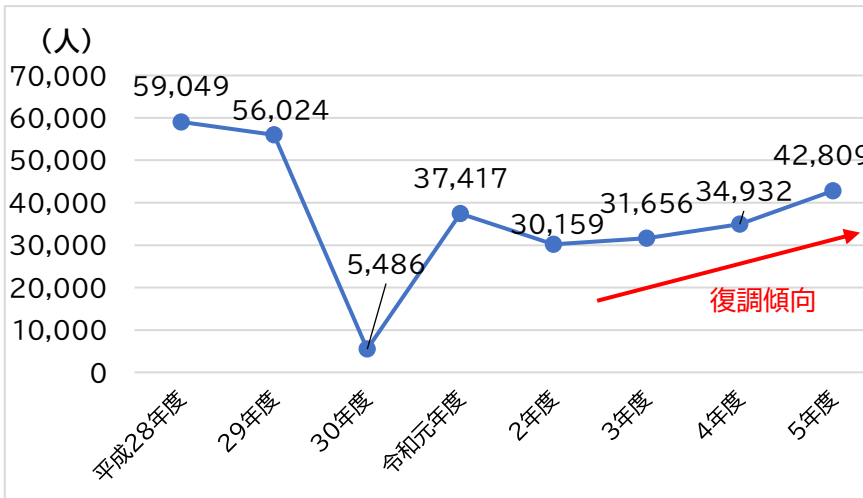
図表 6-1 「区立体育施設利用人数の推移」

出所)板橋区資料



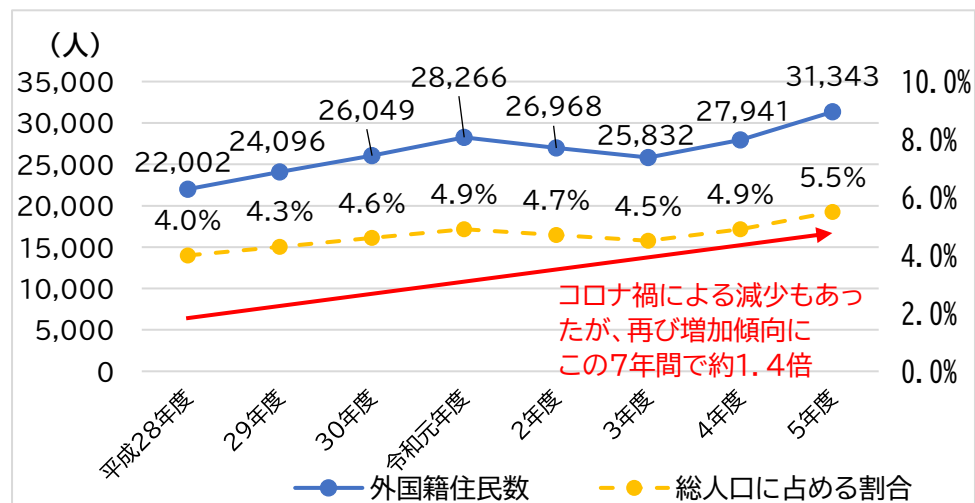
図表 6-2 「区立美術館の来場者数推移」

出所)板橋区資料



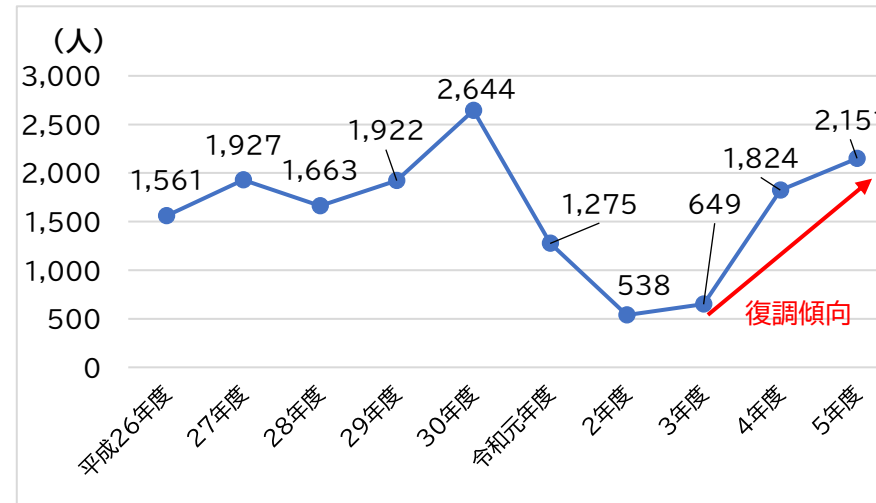
図表 6-3 「外国籍住民数および総人口に占める割合の推移」

出所)板橋区資料



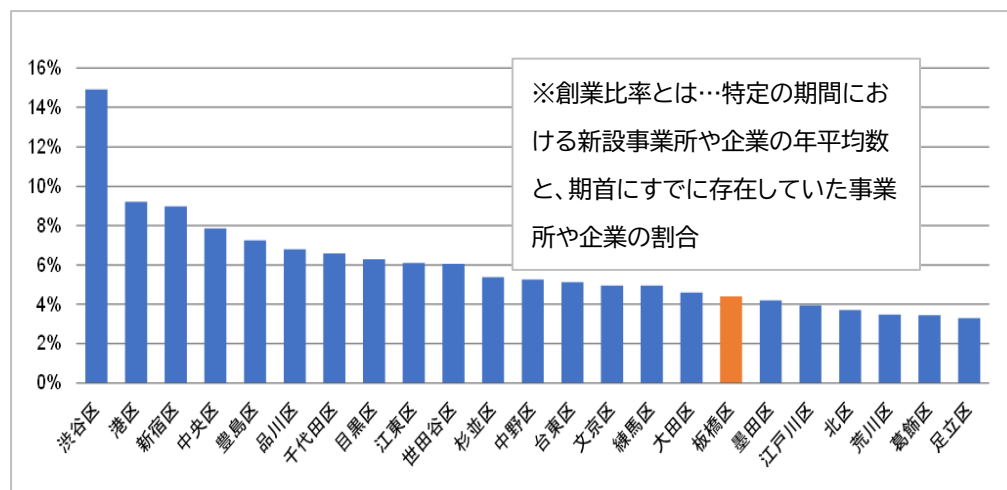
図表 6-4 「多文化共生イベントへの参加者数の推移」

出所)板橋区資料



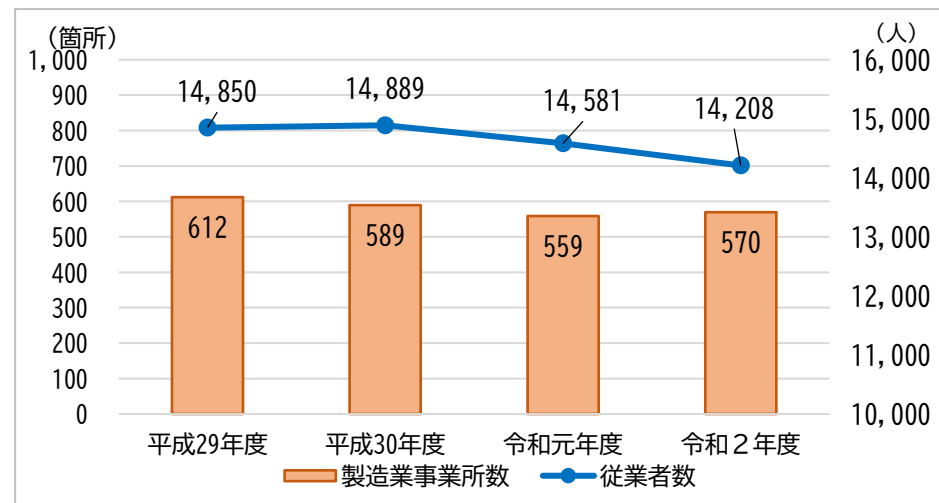
図表7-1 「創業比率の23区比較」

出所)総務省「地域経済分析システム(RESAS)」より作成



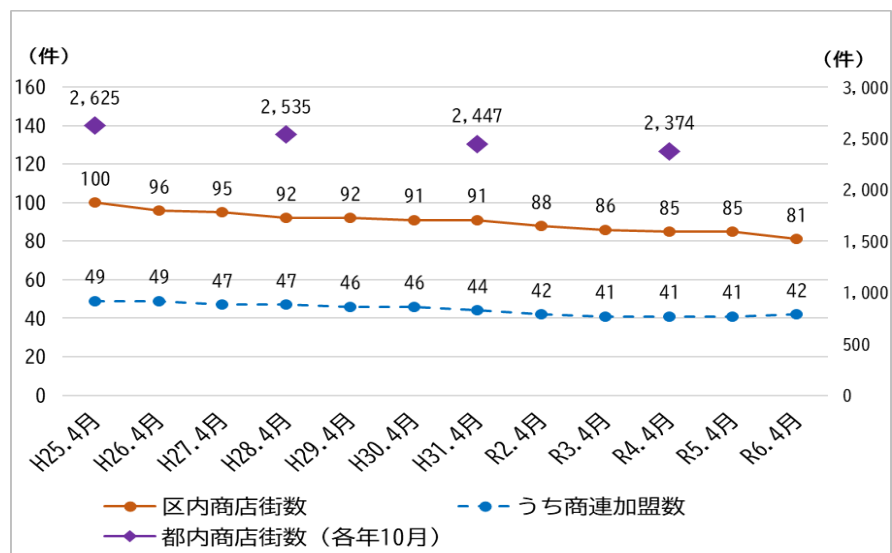
図表7-2 「製造業事業所数・従業員数の推移」

出所)板橋区資料



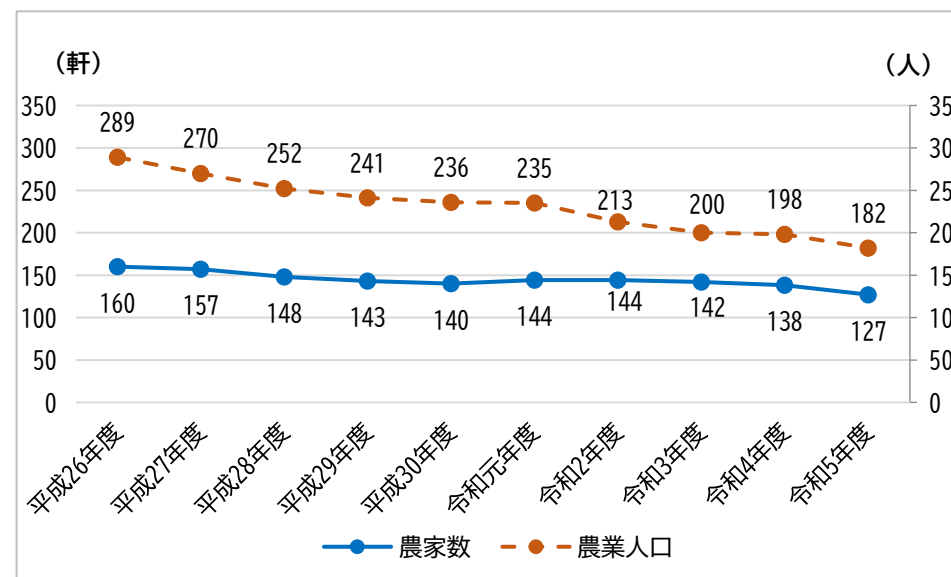
図表7-3 「商店街数・商連加盟店舗数の推移と都内商店街数」

出所)板橋区資料、東京都商店街実態調査



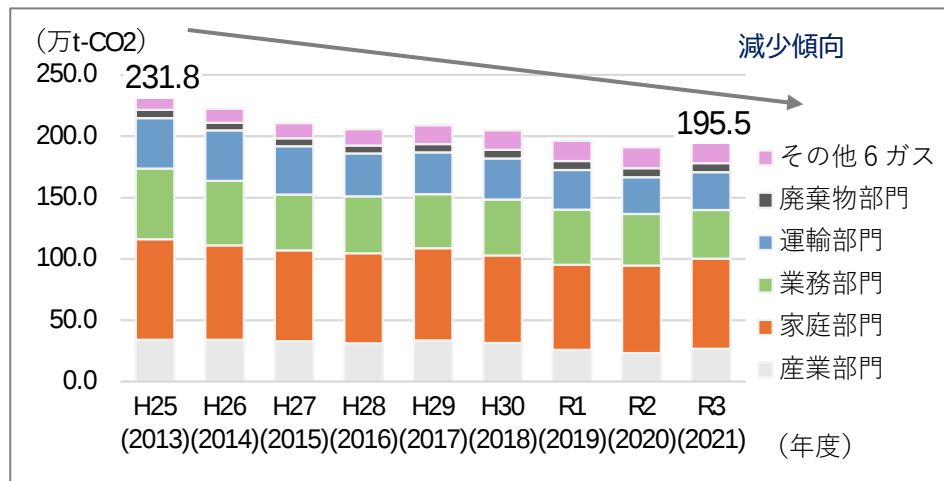
図表7-4 「農家数及び農業人口の推移」

出所)板橋区資料



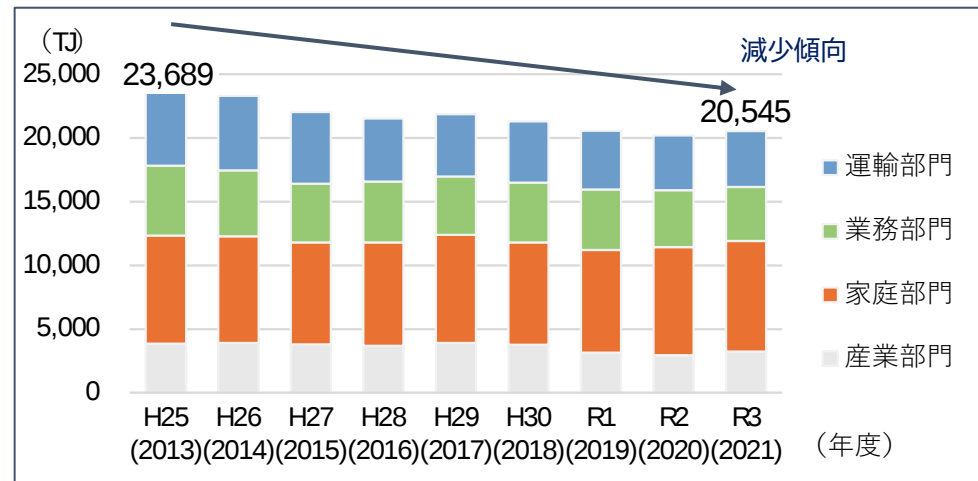
図表8-1 「区内温室効果ガス排出量」

出所)板橋区資料



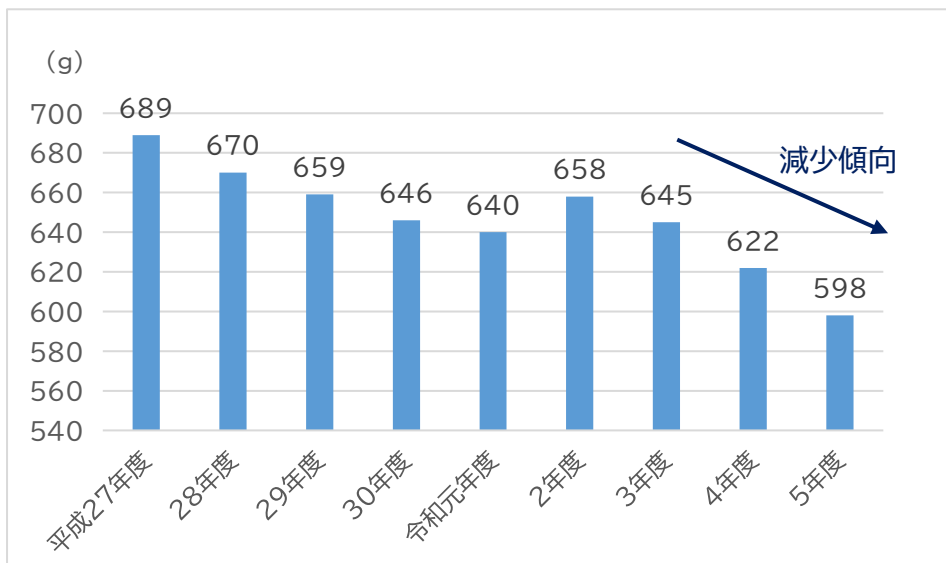
図表8-2 「区内エネルギー消費量」

出所)板橋区資料



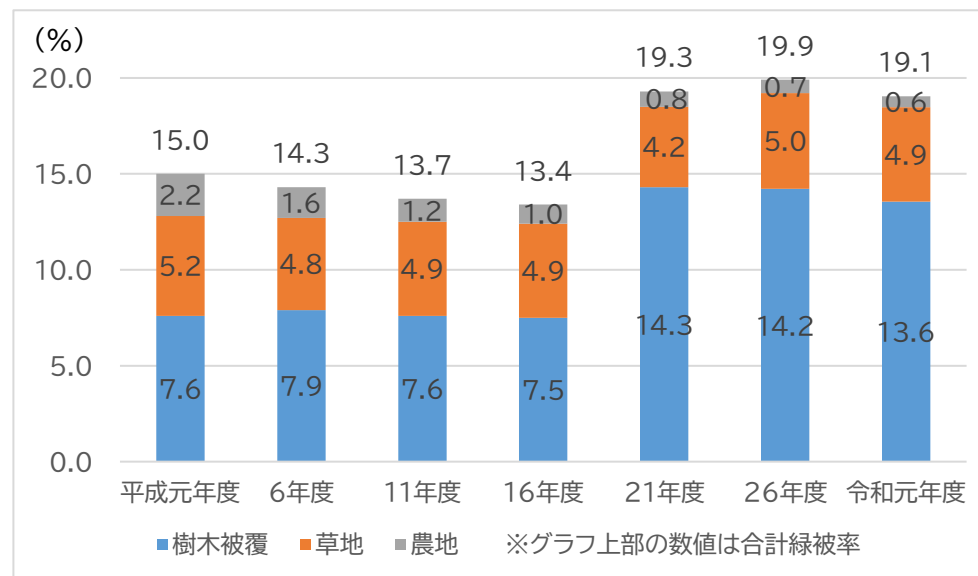
図表8-3 「区民一人当たりの一日のごみ排出量の推移」

出所)板橋区資料



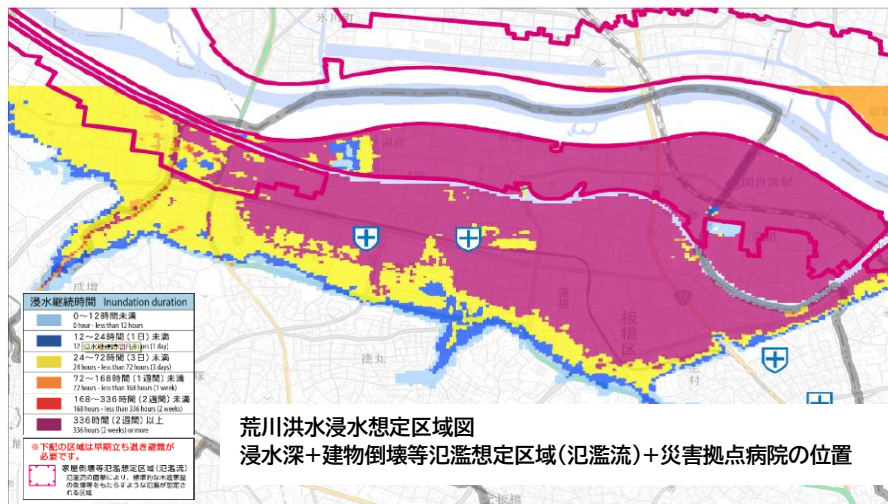
図表8-4 「板橋区緑被率の推移」

出所)板橋区資料



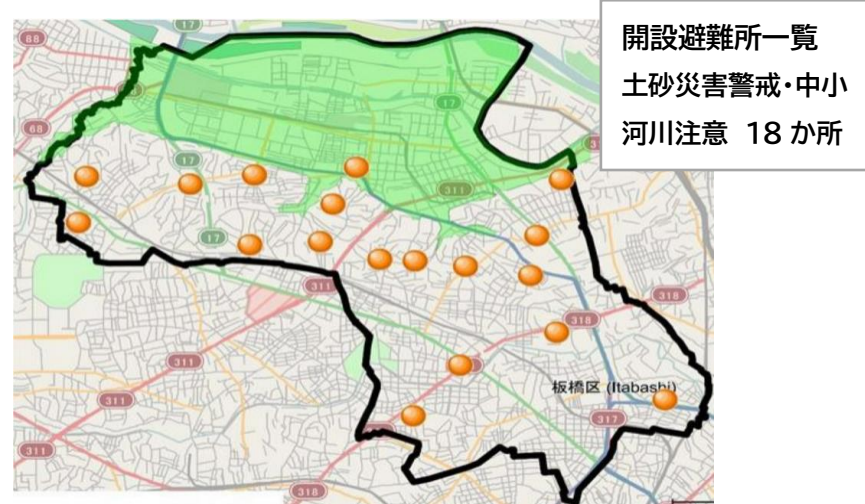
図表9-1 「洪水等による浸水のリスクについて」

出所)洪水ハザードマップ(荒川氾濫・高潮)/板橋区ハザードマップ(web 版)



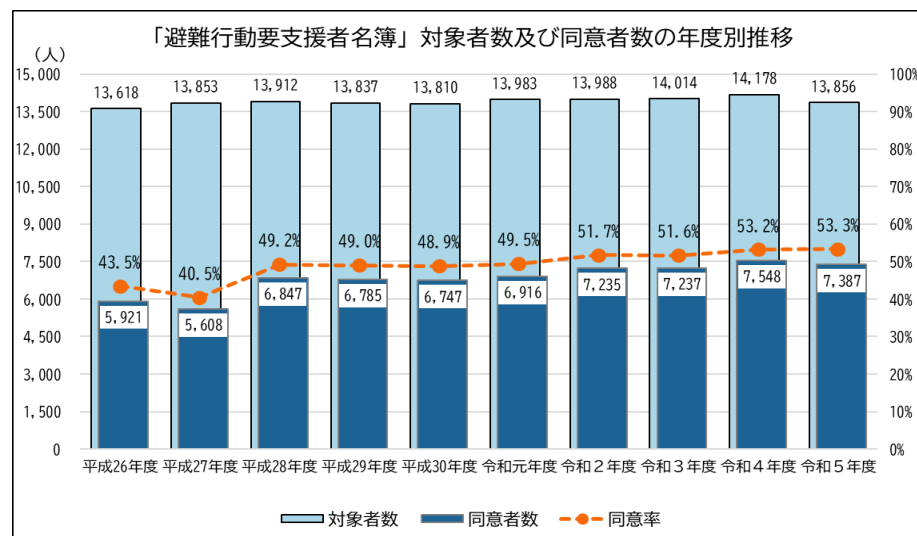
図表9-2 「土砂災害のリスクについて」

出所)板橋区水害避難等対応方針(令和6年6月改訂)



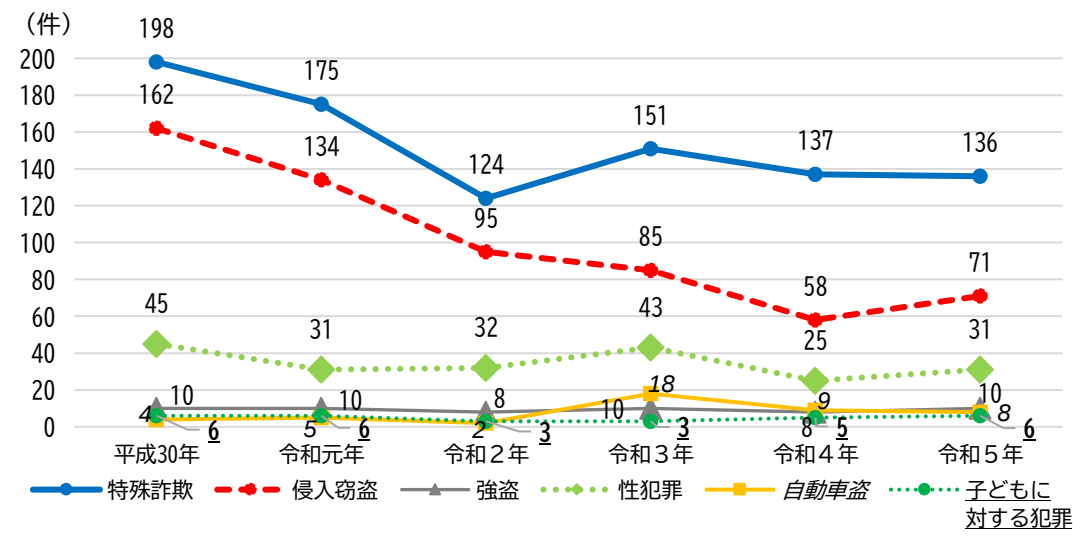
図表9-3 「「避難行動要支援者名簿」対象者数及び同意者数の推移」

出所)板橋区資料

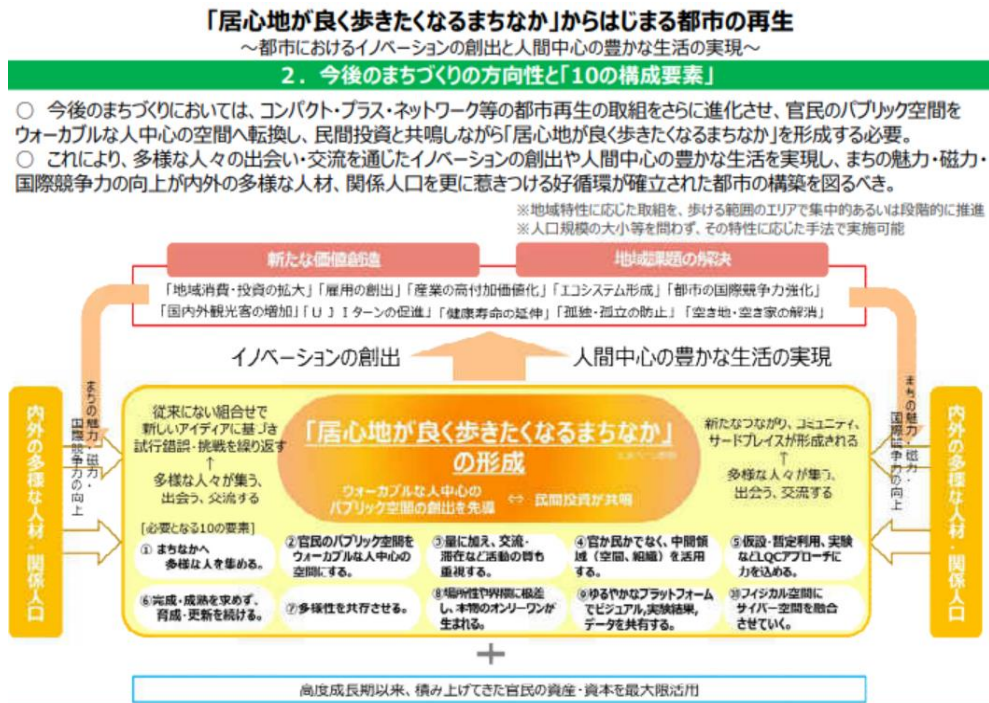


図表9-4 「指定重点犯罪等(特殊詐欺・強盗・子どもへの犯罪・性犯罪等)の認知件数の推移」

出所)板橋区資料



図表10-1 「「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生」の概要」
出所)国土交通省ホームページ



図表10-2 「「グリーンインフラ」の概要」
出所)国土交通省ホームページ

～グリーンインフラで目指す社会像～



●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月施行）

現在、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力向上させ、まちなかににぎわいを創出することが、多くの都市に共通して求められている。

このため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）（令和2年9月7日施行）」により、市町村が、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置付けることができることとし、国土交通省では、こうした地域の取組に対して、法律・予算・税制のパッケージによる支援を行うことで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進することとしている。

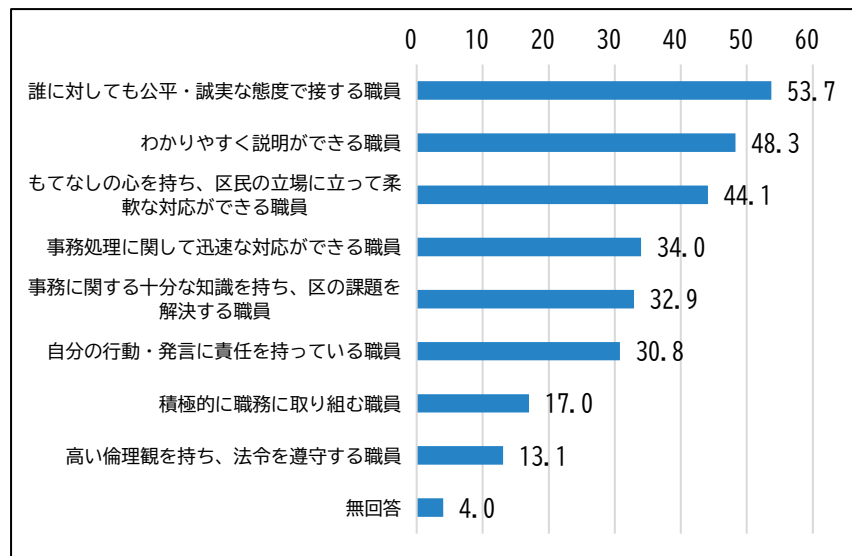
●グリーンインフラ推進戦略 2023（令和5年9月公表）

グリーンインフラの概念（社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組）が定着してきた中で、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組の視点を示している。

官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国の取組みを総合的・体系定期に位置づけしている。

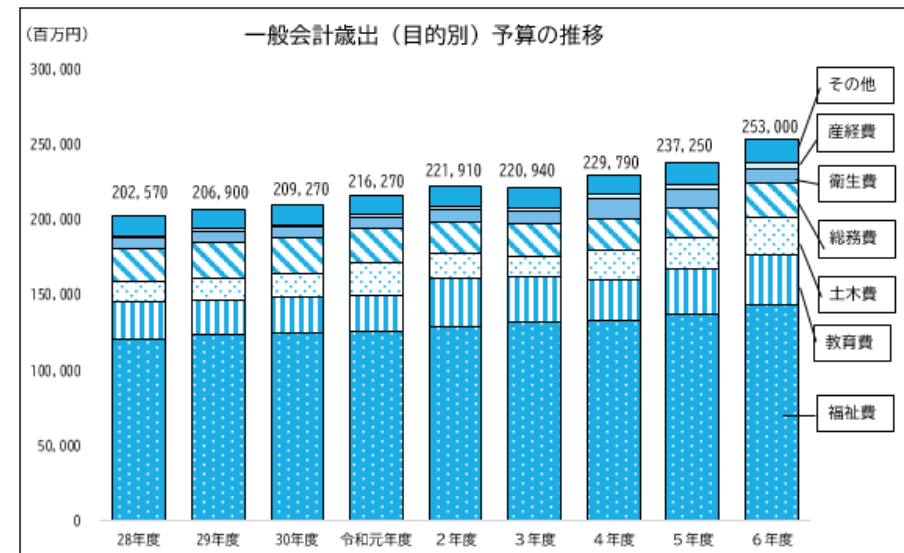
図表11-1 「区民が求める板橋区職員の姿」

出所)令和5年度板橋区区民意識意向調査



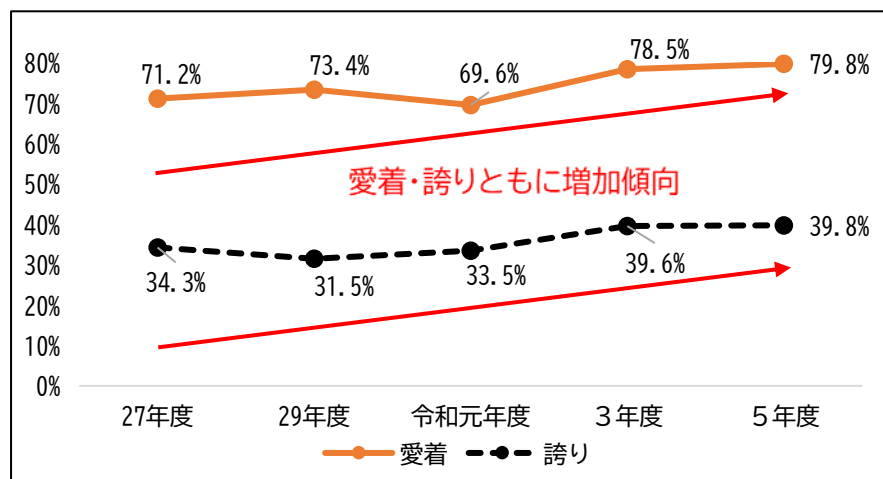
図表11-2 「板橋区予算 一般会計歳出(目的別)予算の推移」

出所)板橋区資料



図表11-3 「30～40 歳代の区に対する愛着と誇りの推移」

出所)令和5年度板橋区区民意識意向調査



図表11-4 「区民集会所利用率(全日)の推移」

出所)板橋区資料

